

令和6年度

市民活動応援制度の登録団体が決定！

亀山市のまちづくりのためにがんばる市民活動団体（登録団体）を応援する「市民活動応援制度」について、令和6年度の登録団体を次のとおり決定しました。

地域まちづくり協議会の事業計画や、サロンや子ども会などの活動の検討にご活用ください。



■部門別団体数（78団体）

健康	2団体	教育	4団体	防災	1団体
福祉	8団体	文化	49団体	子育て	4団体
環境	7団体	スポーツ	2団体	その他 (コミュニケーション)	1団体

登録団体について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※「令和6年度 市民活動応援制度 制度・団体紹介冊子」は、3月中に本庁、あいあい、関支所、市民協働センター「みらい」、各地区コミュニティセンターに設置する予定です。



市ホームページ
二次元コード

NEW

令和6年度から、次の3団体が新たに登録団体になりました！

()内は主要活動部門

- 地球を守ろう亀山(環境)…環境問題を考える活動
- 亀山シテイクラシックバレエ(文化)…クラシックバレエの披露・体験会
- 亀山社中(文化)…綿菓子機の貸し出し、出前講座、ステージ出演

市民活動応援券の利用が登録団体の応援につながります！

市民活動応援券は、次の方法で利用することができます。皆さんの応援券の利用が、登録団体の応援につながります。さまざまなサービスの提供を受けたり、寄附したりすることを通じて、ぜひ登録団体を応援してください。

利用方法

1. 登録団体へ依頼して、サロンや自治会、子ども会などの活動に来てもらうことができます

個人で取得した応援券を持ち寄って、「市民活動応援制度冊子」に掲載の登録団体（提供先が「個人」と記載の登録団体に限る）へ依頼すると、教室を開催してもらったり、演奏を披露してもらったりすることができます。

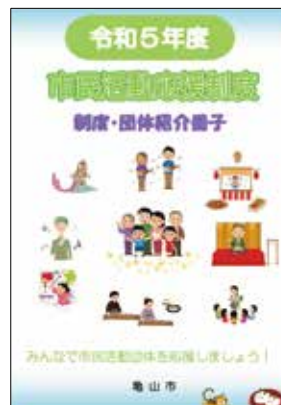
2. 市民同士で自由に使用することができるため、お礼の気持ちとして渡し合うことができます

3. 市民活動応援制度冊子に掲載されている登録団体へ寄附することができます

寄附方法

- ①登録団体への直接寄附
- ②寄附ボックスへの投函（市民協働センター「みらい」に常設）
- ③寄附ボードへの投函（設置依頼のあった地域まちづくり協議会の行事などで臨時に設置することがあります）

※個人で応援券をお金に換えることはできません。



問合せ まちづくり協働課市民協働グループ(☎84-5008)